

## 三 本論：万葉集

### 1. 中皇命の歌

#### 1.1 中皇命、紀の温泉に往く時の御歌（巻1）

10 君が歳も吾が代も知るや磐代の岡の草根をいざ結びてな

11 吾が背子は仮廬作らす草無くは小松が下の草を刈らさね

12 吾が欲りし野島は見せつ底深き阿胡根の浦の珠を拾はぬ

或いは頭に云う「吾が欲りし子島は見しを」

右 山上憶良大夫の類聚歌林を検ふるに曰はく「天皇の御製歌云々」と云う

「中皇命」の名は記紀の系譜には無いのでどの解説書も説明に苦しんでおり、舒明天皇の皇女の  
間人皇女とする書が多く、又 上記の憶良の「天皇」は皇極天皇としているが いずれにしても  
その立場と内容が対応しない奇妙な歌となっている その上 土地の名（野島、子島、阿胡根）  
が大和から紀伊白浜の間に見つからずどの解説書も所在不明としている  
（尚 間人皇女は父が舒明天皇、母が皇極天皇で後に孝徳天皇の皇后となった人物）

一方 中皇命を 筑紫王朝の天子と考えるとすべてが落ち着く

⑩ 貴女の寿命も私の統治も いつまで続くと誰が知ろう この磐代の名にふさわしく  
いつまでも続くことを願って さあ岡の草結びをしよう

⑪ 私の夫が草で仮廬を作らせていらっしゃる もし草が足りないなら（今私がいる）小松の  
下の 草をお刈り下さいな

⑫ わたしが貴女に見せたいと思っていた野島（明石海峡）はもう見せた けどあの底の深い  
英虞湾の真珠は未だ拾っていない これからの楽しみだよ

或いは ⑫続 「わたし自身が往きたいと思っていた吉備の児島はもう見た」

尚 巻1 の44（石上大臣の従駕にして作る歌）の注釈に 大変興味深い記事が有る

（ここに記された石上大臣に石上麻呂を充てる解説書があるが 石上麻呂が大臣に昇進したの  
は 702 年であり 持統天皇に従駕するには無理で 中皇命に従駕した別人とすべきである）

「右 日本紀に曰く 朱鳥六年壬辰の春三月丙寅の朔の戊辰 浄広ツ広瀬王等を以て留守官とな  
す ここに中納言三輪朝臣高市麻呂 その冠位を脱ぎて朝に撃上げ 重ねて諫めて曰さく  
「農作の前に 車駕未だ以て動すべからず」とまをす 辛未 天皇諫めに従ひたまはず 遂に伊  
勢に幸す

五月乙丑の朔の庚午 阿胡の行宮に御すといふ」

同じ頃の日本書紀を見ると 同様の記事が有る

「(持統六年) 三月の丙寅の朔の戊辰 浄広ツ広瀬王、直広参當麻真人智徳等を留守の官と為しき

ここに 中納言三輪朝臣高市麿 その冠位を脱ぎて朝に撃上げ重ねて諫めて「農作の節 車駕未だ動くべからず」と日しき 辛未の日 天皇諫めに従ひ給はず 遂に伊勢に幸しき 五月乙丑の朔にして庚午の日 阿古の行宮に御しき 時に 贊進りし者 紀伊の国牟婁の郡の人 阿古志海部河瀬麿等兄弟三戸に 十年の調役雑徭を復し 復挾抄八人に今年の調役を免しき」

日本書紀の内容には不可解な点が多い

吉野行幸を何度もしている持統天皇の 伊勢行きに中納言が職を賭して諫めるのは 全く不自然である

又 大和から伊勢行きに二か月もかかっている 阿古行きに功が有ったとして 紀伊の役人三人と船頭八人に調役免除の賞を与えているが 大和から伊勢行きは陸路で 紀伊の船頭たちには関係が無い筈である

つまり 筑紫朝の史書「日本紀」の記事を 換骨奪胎して利用していることがバレバレである 万葉集は 日本書紀よりずっと後(100年以上)に完成している その編纂者は この持統天皇 伊勢行きの記事を承知した上で 「日本紀」の伊勢行き記事原文を 万葉集に取り入れているのである (歌の注記としては長過ぎるほどの記事を敢えて記して) しかも 七世紀前半の中皇命の伊勢行きの時期をずらして 日本書紀の持統六年(692)に相当する朱鳥六年に書き換えている九州年号の存在をも訴えているのである

尚 万葉集の注記に {日本紀} の文書名を明記して引用している事例は 8 箇所ある

それらの歌の作者は 柿本人麻呂(3首)と 解説書は“伝不詳”としているが前後の記事から九州王朝の役人と推定される3人である 九州王朝を意識して禁書の名を敢えて記して押し込んでいるのである

(他の2例は 川嶋皇子(天智の子)と藤原宮造営の役民で 禁書令が出る前の人物である)

(九州がらみの文書禁制例は 8世紀に徹底されていたが 後年徐々に緩んでいたのかも知れない)